

第74回大会(平成31年)～第77回大会(平成34年)における
国民体育大会実施競技について

平成24年5月17日

公益財団法人日本体育協会
国民体育大会委員会

目 次

I. 国民体育大会における実施競技について	P.2
1 今後の国民体育大会のあり方と競技の実施形態	P.2
2 実施競技選定の考え方（評価の観点）について	P.4
3 実施競技選定の手続きについて	P.5
II. 国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について	P.6
1 正式競技の基礎的条件について	P.6
2 評価方法及び配点について	P.8
3 各評価項目の評価基準について	P.9
項目 1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	P.9
項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	P.11
項目 3 国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	P.12
項目 4 特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	P.15
項目 5 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて、協力姿勢が認められること。	P.20
項目 6 日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	P.27
項目 7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	P.28
項目 8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	P.31
項目 9 監督に関して、本会公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	P.33
項目 10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	P.36
参考① 「都道府県体育協会への調査」によるポイント算出方法について	P.40
参考② 「中央競技団体ヒアリング調査」の評価手順について	P.41
III. 国民体育大会公開競技実施基準	P.42
IV. 国民体育大会デモンストラーションスポーツ実施基準	P.43

I. 国民体育大会における実施競技について

公益財団法人日本体育協会（以下、「日体協」という）は、平成 15 年 3 月に「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革 2003～」を策定し、「大会の充実・活性化」と「大会運営の簡素・効率化」を二本柱とした国民体育大会（以下、「国体」という）の改革に着手した。

さらに日体協では、国体を時代に適応した大会とすべく「同改革」が公約した‘5 年毎の見直し’について検討を行うために、平成 17 年 12 月に国民体育大会委員会（以下、「国体委員会」という）内に「国体の今後のあり方プロジェクト」を設置し、諸事の検討を行い平成 19 年 3 月に「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」（以下、「プロジェクト提言骨子」という）を取りまとめ、提言を行った。

この提言を受け、その具体案を策定するために、平成 19 年 6 月に国体委員会内に国体の「実施競技と大会規模」を中心的な検討課題としたプロジェクトを設置し、「国体改革 2003」及び「プロジェクト提言骨子」に示された、国体のあるべき方向性を考慮しつつ検討を重ね、競技の実施形態並びに実施競技選定に係る考え方を取りまとめ、平成 20 年 8 月に公表した。

平成 20 年 11 月には、先に公表した考え方にに基づき、関係諸機関・団体との調整を経て、第 70 回大会大会（平成 27 年）から第 73 回大会（平成 30 年）の 4 大会を対象とする第 1 期実施競技選定を実施した。

また、国体の実施競技については引き続き 4 年毎の見直しを行うこととされていることから、平成 23 年 6 月には国体委員会内にワーキンググループを設置し、第 2 期〔第 74 回大会（平成 31 年）～第 77 回大会（平成 34 年）〕の実施競技選定に着手し、これまで検討を進めてきたところである。

今回の第 2 期競技選定においては、取り組みの継続性を重視する観点から、基本的な考え方は前回の第 1 期競技選定を踏襲し、競技の実施形態及び選定基準について以下のとおりとすることとした。

1. 今後の国民体育大会の目的、性格と競技の実施形態

(1) 今後の国民体育大会の目的、性格について

国体における競技の実施形態及び選定基準の検討にあたっては、「国体改革2003」並びに「プロジェクト提言骨子」に示された、今後の国体の性格、目的を念頭に置くとともに、わが国における各総合スポーツ大会と国体の位置付けを考慮して行った。

■ 「国体改革2003」に示された国体の性格、目的（概要版より抜粋）

21 世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■ 「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」に示された国体の性格、目的

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用する競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

【参考】わが国における総合スポーツ大会の性格区分

国民体育大会：国民各層を対象とした都道府県対抗によるスポーツ競技大会

日本スポーツマスターズ：壮年以上の年齢層（シニア世代）を対象としたスポーツ競技大会

全国高等学校総合体育大会：高校生による学校対抗のスポーツ競技大会

全国スポーツ・レクリエーション祭：レジャー・レクリエーションとしてのスポーツ大会

（平成 23 年度をもって終了）

(2) 競技の実施形態について

第1期実施競技選定における競技の実施形態の区分を原則として踏襲し、以下のとおりとする。

1) 「正式競技」

前項「(1) 今後の国体像について」に示した方向性に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技を正式競技として実施する。

- a) 日体協加盟競技団体の競技を対象とする。
- b) 国体の志向性（競技志向）、性格（都道府県対抗）の下、天皇杯・皇后杯得点積算対象競技として実施する。
- c) 実施競技は、次の競技とし、1大会あたり40競技を実施するものとする。
 - ・ 「毎年実施競技」：毎年実施する競技
 - ・ 「隔年実施競技」：隔年で実施する競技
 - ・ 「開催地選択競技」：隔年で実施する競技のうち、当該年に実施しない競技の中から開催都道府県が選択する競技

【注】ただし、各競技に対する評価の状況等を踏まえ、「隔年実施競技」及び「開催地選択競技」については休止する場合がある。

2) 「公開競技」

正式競技以外の競技とし、競技の普及及び国民へのスポーツ振興の観点（地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等）から、日体協加盟競技団体が開催都道府県と協議の上、実施することができる。

- a) 日体協加盟の競技団体が、全国への競技の普及等を目的として実施する。
- b) 天皇杯・皇后杯得点には積算しない。
- c) 公開競技の実施対象となる競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」を満たす競技団体の競技とする。
- d) 開催及び参加に係る経費は自己負担とする。

3) 「デモンストレーションスポーツ」

開催都道府県体育協会へ加盟、または認定されている開催都道府県競技団体等が、当該都道府県内での普及等を目的として、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」により実施することができる。

4) その他

高等学校野球競技については「特別競技」として実施する。

2. 実施競技選定の考え方（評価の観点）について

実施競技の選定に際しては、前記「(1) 今後の国民体育大会の目的、性格について」を踏まえ、以下のような評価の観点に基づき取り進める。

(1) 「正式競技」

■ 基礎的条件について

1) 日体協への加盟

日体協主催の下で国体を実施することから、日体協が各競技を統括する責任を果たすためにも、日体協加盟の競技団体の競技を対象とする。

2) 全国の都道府県における組織体制の整備状況

現行の国体における都道府県対抗形式は、各都道府県における競技の普及、競技者の発掘、育成・強化の面で大きな意義を有している。従って、全国の都道府県における組織体制の整備状況を競技選定における基礎的な条件とする。

3) 競技の位置付け

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技

① オリンピック競技大会の実施競技

② 上記①以外で国際的に普及している競技

今後の国体の方向性として示されている「国際的な競技力の向上」という観点を踏まえるとともに、JOCの国際競技力向上方策等との連携を考慮し、オリンピック競技大会の実施競技との関連性を重視する。また、オリンピック競技以外で国際的に普及している競技であり、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技については、オリンピック競技に準じて重視する。

イ. わが国古来の伝統的な競技

国体が国内における総合スポーツ大会の性格を有することを踏まえ、わが国古来の伝統的な競技については、日本の文化を高い水準で継承・発展していくという観点から考慮する。

■ 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況について

全国の都道府県における普及状況も含めて、国体における実施競技として運営できる組織体制・施設等の環境の整備状況を考慮する。

なお、組織体制・環境の整備状況には、競技団体が今後の国体の方向性を理解の上、その運営に関して協力体制をとることができるという内容も含むこととする。

(2) 「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」について

■ わが国におけるスポーツ振興について

国体は広く国民のスポーツ振興を図るという役割も重視している。従って、地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等を図るために、「正式競技」選定の条件を満たさなくても、競技の普及とともに、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「公開競技」または「デモンストレーションスポーツ」として実施することができるものとする。

但し、「公開競技」については、一定の条件（別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」）を満たしている競技団体の競技を対象とする。

3. 実施競技選定の手続きについて

各競技実施形態において実施する競技は、次の手続きにより選定する。

(1) 「正式競技」

正式競技としての実施を希望する競技団体の競技について、次項に定める「国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について」に基づき評価の上、「正式競技」を選定する。

また、正式競技における「毎年実施競技」、「隔年実施競技」、「開催地選択競技」の区分については、当該競技の評価内容を踏まえ決定する。

【注】ただし、各競技に対する評価の状況等を踏まえ、「隔年実施競技」及び「開催地選択競技」については休止する場合がある。

(2) 「公開競技」

「正式競技」の選定から外れた競技団体の競技を対象とし、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、「公開競技」の実施対象となる競技を選定する。

当該競技団体は、実施を希望する場合には、その実施内容（実施の適否を含む）について開催都道府県と協議の上、主催3者（文部科学省、開催都道府県、日体協）の承認を得て実施する。

(3) 「デモンストレーションスポーツ」

実施を希望する開催都道府県は、別に定める「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、主催3者（文部科学省、開催都道府県、日体協）の承認を得て実施する。

Ⅱ. 国民体育大会正式競技の選定基準と評価方法について

国体における正式競技選定については、前記「Ⅰ.国民体育大会における実施競技について」に示している「2. 実施競技選定の考え方（評価の観点）について」に基づき、以下に示す内容により、総合的な評価を行った上で、正式競技（「毎年実施競技」、「隔年実施競技」、「開催地選択競技」）として実施する競技を選定する。

【注】ただし、各競技に対する評価の状況等を踏まえ、「隔年実施競技」及び「開催地選択競技」については休止する
場合がある。

また、各競技の評価にあたっては、次の3点の調査結果を用いる。

(1) 中央競技団体への基礎調査（書面調査）

今後の国体における実施競技の選定基準を策定するための基礎資料を得ることを目的として、国体参加を希望する競技団体を対象に、平成23年8月にアンケート調査を実施。

(2) 中央競技団体へのヒアリング調査

「中央競技団体への基礎調査」として実施した書面調査の内容を補完するとともに、書面調査項目以外の内容を確認することを目的として、国体参加を希望する競技団体を対象に、平成23年12月から平成24年3月にかけてヒアリング調査を実施。

(3) 都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査

各都道府県における競技の組織体制・環境をはじめとする普及状況の実態を把握することを目的として、都道府県体育（スポーツ）協会（以下「都道府県体育協会」という。）を対象に、平成23年12月にアンケート調査を実施。

1. 正式競技の基礎的条件について

国体における正式競技については、次の(1)～(3)の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

(1) 公益財団法人日本体育協会の加盟競技団体の競技であること。

本会に加盟している競技団体の競技であること。（準加盟は「正式競技」として実施しない）

(2) 47都道府県に中央競技団体支部組織があり、47都道府県体育協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

- 1) 全国47都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。
- 2) 全国47都道府県支部組織が当該都道府県の体育協会へ全て加盟していること。

(3) 国内外における競技の位置付け

国体における正式競技は、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の①、②のいずれかに該当する競技であること。

- ① 国民体育大会の競技選定時において、オリンピック競技大会での実施が決定している競技^{※1}であること。

② 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技であること。

- 1) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。
- 2) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。
- 3) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50年）以上の歴史を有していること。
- 4) スポーツアコード〔旧 GAISF(国際競技団体連合)〕に加盟している団体の競技であること。
- 5) 国民体育大会の競技選定時において、アジア競技大会での実施が決定している競技^{*2}であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。なお、本項に該当する本会加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技^{*3}】 相撲、弓道、剣道、銃剣道、なぎなた

- ※1 第31回オリンピック競技大会（2016年、リオデジャネイロ）及び第22回オリンピック冬季競技大会（2018年、平昌）の実施競技とする。
- ※2 第17回アジア競技大会（2014年、仁川）及び第7回アジア冬季競技大会（2011年、アスタナ・アルマティ）の実施競技とする。
- ※3 柔道については項目ア-①の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。
空手道については項目ア-②の該当競技として扱い、項目イと重複して評価は行わない。

2. 評価方法及び配点について

「中央競技団体への基礎調査（書面調査）」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育（スポーツ）協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の方法及び配点により評価を行い、各競技の競技区分〔正式競技（毎年実施競技、隔年実施競技、開催地選択競技）、公開競技、デモンストラーションスポーツ〕を決定する。

【注】ただし、各競技に対する評価の状況等を踏まえ、「隔年実施競技」及び「開催地選択競技」については休止する
場合がある。

(1) 基礎的な配点

各競技の国内外における位置付けを踏まえて、以下のとおり配点する。

競技の位置付け		配点
ア.	国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技 (次の①、②のいずれかに該当する競技)	
	① オリンピック競技大会での実施が決定している競技	300点
	② 国際的に普及し、次の条件のうち4つ以上を満たしている競技 1) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成されていること。 2) IFへ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が50以上であること。 3) IFが半世紀（50年）以上の歴史を有していること。 4) スポーツアコード（旧 GAISF）に加盟している団体の競技であること。 5) アジア競技大会での実施が決定している競技であること。	200点
イ.	わが国古来の伝統的な競技（武道）	100点
ウ.	上記ア及びイのいずれにも該当しない競技	100点

(2) 競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況に関する配点

項目1～項目10について、以下のとおり配点する。

項目		書面調査	ヒアリング	小計
項目1	各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。	300点	—	300点
項目2	各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。	200点	—	200点
項目3	国民体育大会開催基準要項に定める全国9ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。	100点	—	100点
項目4	特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。	150点	150点	300点
項目5	当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて協賛姿勢が認められること。	100点	100点	200点
項目6	日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。	50点	50点	100点
項目7	ドーピング防止活動を積極的に行っていること。	75点	75点	150点
項目8	競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。	75点	75点	150点
項目9	監督に関して、本会公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。	75点	75点	150点
項目10	当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。	75点	75点	150点
小 計		1,200点	600点	1,800点

3. 各評価項目の評価基準について

項目1 各都道府県において、本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数が、特にジュニア層を中心に各年齢層にわたって充実していること。 【満点：計300点】

■「中央競技団体への基礎調査」により評価する項目 [項目1-1)～2)]

- 1) 少年種別年齢域以下の年代における各競技団体の登録競技者数について、次の区分で評価する。
- A. 登録競技者数が25,000人以上である。
 - B. 登録競技者数が10,000人以上25,000人未満である。
 - C. 登録競技者数が5,000人以上10,000人未満である。
 - D. 登録競技者数が2,500人以上5,000人未満である。
 - E. 登録競技者数が2,500人未満のみである。
 - F. 競技者数は不明である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	0%の評価とする

- 2) 成年種別年齢域の年代における各競技団体の登録競技者数について、次の区分で評価する。
- A. 登録競技者数が25,000人以上である。
 - B. 登録競技者数が10,000人以上25,000人未満である。
 - C. 登録競技者数が5,000人以上10,000人未満である。
 - D. 登録競技者数が2,500人以上5,000人未満である。
 - E. 登録競技者数が2,500人未満のみである。
 - F. 競技者数は不明である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	0%の評価とする

■「都道府県体育協会への調査」により評価する項目 [項目 1-3) ~4)]

- 3) 国体における少年種別年齢域の競技者数について、次の区分で評価する。なお、各競技で獲得できる最高ポイントは470ポイント(P.40に記載したポイント算出方法)。
- A. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率80% (376ポイント) 以上の評価を得ている。
 - B. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率65% (305ポイント) 以上80% (376ポイント) 未満の評価を得ている。
 - C. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率50% (235ポイント) 以上65% (305ポイント) 未満の評価を得ている。
 - D. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率35% (164ポイント) 以上50% (235ポイント) 未満の評価を得ている。
 - E. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率35% (164ポイント) 未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

- 4) 国体における成年種別年齢域の競技者数について、次の区分で評価する。なお、各競技で獲得できる最高ポイントは470ポイント(P.40に記載したポイント算出方法)。
- A. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率80% (376ポイント) 以上の評価を得ている。
 - B. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率65% (305ポイント) 以上80% (376ポイント) 未満の評価を得ている。
 - C. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率50% (235ポイント) 以上65% (305ポイント) 未満の評価を得ている。
 - D. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率35% (164ポイント) 以上50% (235ポイント) 未満の評価を得ている。
 - E. 本大会出場者を選抜する、又は代表チームを編成するための競技者数について、獲得率35% (164ポイント) 未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

項目 2 各都道府県において、効率的な大会運営に必要な競技役員、並びに厳正な競技運営を行う審判員の確保が十分できること。 【満点：計 200 点】

■「中央競技団体への基礎調査」により評価する項目 [項目 2-1)]

- 1) 各競技団体における登録審判員数について、次の区分で評価する。
 - A. 登録審判員数が、国民体育大会（本大会）で必要となる標準的な人数の 20 倍以上である。
 - B. 登録審判員数が、国民体育大会（本大会）で必要となる標準的な人数の 10 倍以上 20 倍未満である。
 - C. 登録審判員数が、国民体育大会（本大会）で必要となる標準的な人数の 5 倍以上 10 倍未満である。
 - D. 登録審判員数が、国民体育大会（本大会）で必要となる標準的な人数の 2.5 倍以上 5 倍未満である。
 - E. 登録審判員数が、国民体育大会（本大会）で必要となる標準的な人数の 2.5 倍未満である。
 - F. 競技特性上、審判員は不要である。
 - G. 審判員数は不明である

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	10%の評価とする
G	0%の評価とする

■「都道府県体育協会への調査」により評価する項目 [項目 2-2) ~3)]

- 2) 各都道府県における審判員数について、次の区分で評価する。なお、各競技で獲得できる最高ポイントは 470 ポイント（P.40 に記載したポイント算出方法）。
 - A. 当該競技予選会実施に必要な審判員の確保について、獲得率 80%（376 ポイント）以上の評価を得ている。
 - B. 当該競技予選会実施に必要な審判員の確保について、獲得率 65%（305 ポイント）以上 80%（376 ポイント）未満の評価を得ている。
 - C. 当該競技予選会実施に必要な審判員の確保について、獲得率 50%（235 ポイント）以上 65%（305 ポイント）未満の評価を得ている。
 - D. 当該競技予選会実施に必要な審判員の確保について、獲得率 35%（164 ポイント）以上 50%（235 ポイント）未満の評価を得ている。
 - E. 当該競技予選会実施に必要な審判員の確保について、獲得率 35%（164 ポイント）未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

- 3) 各都道府県における競技役員数について、次の区分で評価する。なお、各競技で獲得できる最高ポイントは470ポイント（P.40に記載したポイント算出方法）。
- A. 当該競技予選会実施に必要な競技役員の確保について、獲得率 80%（376 ポイント）以上の評価を得ている。
 - B. 当該競技予選会実施に必要な競技役員の確保について、獲得率 65%（305 ポイント）以上 80%（376 ポイント）未満の評価を得ている。
 - C. 当該競技予選会実施に必要な競技役員の確保について、獲得率 50%（235 ポイント）以上 65%（305 ポイント）未満の評価を得ている。
 - D. 当該競技予選会実施に必要な競技役員の確保について、獲得率 35%（164 ポイント）以上 50%（235 ポイント）未満の評価を得ている。
 - E. 当該競技予選会実施に必要な競技役員の確保について、獲得率 35%（164 ポイント）未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

項目 3 国民体育大会開催基準要項に定める全国 9 ブロックの単位または近隣地域で、予選会（都道府県予選及びブロック予選）が行える施設が整っていること。

但し、自然環境等の地理的条件に影響を受ける冬季競技は、別途考慮する。 【満点：計 100 点】

■「中央競技団体への基礎調査」により評価する項目 [項目 3-1) ~3)]

- 1) 各都道府県における全国的な大会を開催可能な施設の整備状況について、次の区分で評価する。
- A. 47 都道府県に施設が整備されている。
 - B. 40 以上 46 以下の都道府県に施設が整備されている。
 - C. 30 以上 39 以下の都道府県に施設が整備されている。
 - D. 20 以上 29 以下の都道府県に施設が整備されている。
 - E. 10 以上 19 以下の都道府県に施設が整備されている。
 - F. 9 以下の都道府県に施設が整備されている。
 - G. 施設が整備されている都道府県がない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	10%の評価とする
G	0%の評価とする

2) 国民体育大会の会場となる競技施設に係る規定の整備状況について、「中央競技団体への基礎調査」の結果により、次の区分で評価する。

A. 規定を有している。

「規定を有していない」、「その他」に該当する場合、回答内容により B～D の各区分で評価する。

B. 国際規則を準用する等、具体的な対応指針を有していることが認められる。

C. 今後規定を整備することについて、具体的な対応方針が認められる。

D. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	50%の評価とする
C	20%の評価とする
D	0%の評価とする

3) 国民体育大会の競技会において大会運営側が用意する競技用具に係る規定の整備状況について、「中央競技団体への基礎調査」の結果により、次の区分で評価する。

A. 規定を有している。

「規定を有していない」、「その他」に該当する場合、回答内容により B～D の各区分で評価する。

B. 国際規則を準用する等、具体的な対応指針を有していることが認められる。

C. 今後規定を整備することについて、具体的な対応方針が認められる。

D. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	50%の評価とする
C	20%の評価とする
D	0%の評価とする

■「都道府県体育協会への調査」により評価する項目 [項目 3-4) ~5)]

4) 各都道府県における施設について、次の区分で評価する。

但し、未実施競技団体は「中央競技団体への基礎調査」の結果によって評価する。なお、各競技で獲得できる最高ポイントは470ポイント(P.40に記載したポイント算出方法)。

- A. 当該競技予選会実施に必要な施設の確保について、獲得率 80% (376 ポイント) 以上の評価を得ること。
- B. 当該競技予選会実施に必要な施設の確保について、獲得率 65% (305 ポイント) 以上 80% (376 ポイント) 未満の評価を得ること。
- C. 当該競技予選会実施に必要な施設の確保について、獲得率 50% (235 ポイント) 以上 65% (305 ポイント) 未満の評価を得ること。
- D. 当該競技予選会実施に必要な施設の確保について、獲得率 35% (164 ポイント) 以上 50% (235 ポイント) 未満の評価を得ること。
- E. 当該競技予選会実施に必要な施設の確保について、獲得率 35% (164 ポイント) 未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

5) 各ブロックにおける施設について、次の区分で評価する。

但し、未実施競技団体は「中央競技団体への基礎調査」の結果によって評価する。

- A. 当該競技予選会実施に*最低限必要な施設（用具等を含む）の確保について、全国 9 ブロックのうち 8 ブロック以上において、ブロック内で 1 都道府県は確保している。
- B. 当該競技予選会実施に*最低限必要な施設（用具等を含む）の確保について、全国 9 ブロックのうち 5 ブロック以上において、ブロック内で 1 都道府県は確保している。
- C. 当該競技予選会実施に*最低限必要な施設（用具等を含む）の確保について、全国 9 ブロックのうち 5 ブロック以上において、ブロック内での確保が困難である。

※「最低限必要な施設（用具等を含む）を確保している都道府県」は、当該調査において、5段階評価の3以上（都道府県内で最低限は施設を確保できる）を選択して回答した都道府県を指す。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	50%の評価とする
C	0%の評価とする

項目 4 特にジュニア層の競技者を中心として、国民体育大会を通じてトップアスリートまで育成・強化する体制を整備していること。 【満点：計 300 点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」により評価する項目 [項目 4-1) ~6)]

1) 競技者育成の観点からの国体の位置づけについて、次の区分で評価する。

「明確な位置付がある」に該当する場合、回答内容により A-1~A-5 の各区分で評価する。

- A-1. 特にジュニア層の競技者の育成・強化を重視していることが認められ、本会における一連の「国体改革」の方向性に充分合致している。
- A-2. 競技者全般に係る育成・強化を重視していることが認められ、本会における一連の「国体改革」の方向性に合致している。
- A-3. 競技者全般に係る育成・強化の視点が一定程度認められ、本会における一連の「国体改革」の方向性に合致している。
- A-4. 国体を活用して当該競技の普及・振興に取り組む姿勢が認められる。
- A-5. 具体的な位置付けはあるものの、本会における一連の「国体改革」の方向性に合致しない内容である。

「明確な位置付はない」、「その他」に該当する場合、回答内容により B~D の各区分で評価する。

- B. 競技者の育成・強化に資する将来的な展望が認められる。
- C. その他国体を活用した当該競技の普及・振興に資する将来的な展望が認められる。
- D. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	83%の評価とする
A-3	67%の評価とする
A-4	50%の評価とする
A-5	17%の評価とする
B	33%の評価とする
C	17%の評価とする
D	0%の評価とする

2) 競技者育成プログラムの整備状況について、次の区分で評価する。

- A. 既に整備している。
- B-1. 現在は整備していないが、2012年までに整備する予定である。
- B-2. 現在は整備していないが、2013年以降に整備する予定である。
- C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1～D-3 の各区分で評価する。

- D-1. 今後プログラムを整備することについて、具体的な対応方針が認められる。
- D-2. プログラムは整備されていないが、一貫指導を意識した取り組みが認められる。
- D-3. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	15%の評価とする
D-3	0%の評価とする

3) 競技者育成プログラムを活用した育成・強化の実施状況について、次の区分で評価する。

「既に実施している」に該当する場合、回答内容により A-1～A-3 の各区分で評価する。

- A-1. プログラムを活用した具体的な育成・強化の施策を強力に推進していることが認められる。
- A-2. プログラムを活用した具体的な育成・強化の施策を推進していることが認められる。
- A-3. プログラムの活用に係る何らかの取り組みが実施されている。
- B-1. 現在は実施していないが、2012年までに実施する予定である。
- B-2. 現在は実施していないが、2013年以降に実施する予定である。
- C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1～D-2 の区分で評価する。

- D-1. 今後のプログラムを活用した育成・強化の取り組みについて、具体的な対応方針が認められる。
- D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	80%の評価とする
A-3	50%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

4) 強化拠点（トレセン制度等）の整備状況について、次の区分で評価する。

- A. 既に整備している。
- B. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により C-1～C-3 の区分で評価する。

- C-1. 「A. 既に整備している」と同等の取り組みが認められる。
- C-2. 今後強化拠点（トレセン制度等）を整備することについて、具体的な対応方針が認められる。
- C-3. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	0%の評価とする
C-1	100%の評価とする
C-2	20%の評価とする
C-3	0%の評価とする

5) 強化拠点（トレセン制度等）を活用した育成・強化の実施状況について、次の区分で評価する。

「既に実施している」に該当する場合、回答内容により A-1～A-3 の各区分で評価する。

- A-1. 強化拠点（トレセン制度等）を活用した具体的な育成・強化の施策を強力に推進していることが認められる。
- A-2. 強化拠点（トレセン制度等）を活用した具体的な育成・強化の施策を推進していることが認められる。
- A-3. 強化拠点（トレセン制度等）の活用に係る何らかの取り組みが実施されている。
- B-1. 現在は実施していないが、2012年までに実施する予定である。
- B-2. 現在は実施していないが、2013年以降に実施する予定である。
- C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1～D-2 の区分で評価する。

- D-1. 今後の強化拠点（トレセン制度等）を活用した育成・強化の取り組みについて、具体的な対応方針が認められる。
- D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	80%の評価とする
A-3	50%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

6) 指導者の育成体制の整備及び活動状況について、次の区分で評価する。

[基礎項目]

- A-1. 研修会を都道府県単位で実施している。
- A-2. 研修会をブロック単位で実施している。
- A-3. 研修会を特定の地域において実施している。

[追加評価項目]

- B. 海外派遣研修を定期的実施している。
- C. 広報誌（紙）やWEB上などで定期的に最新情報を配信している。
- D. 資格更新のための条件として、競技会運営に携わることを義務づけている。
- E. その他の具体的な取り組みを実施している。
- F. 特に実施していない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	33%の評価とする
A-2	27%の評価とする
A-3	17%の評価とする
B～E	各項目に該当するごとに、 +17%の評価を加える
F	0%の評価とする。

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目 4-7) ～9)]

7) 国民体育大会を通じた競技者育成・強化について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は100%～0%まで10%ごとに区分し、計11段階で行う。

8) 競技者育成プログラム及び強化拠点（トレセン制度等）の整備・活用状況について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は100%～0%まで10%ごとに区分し、計11段階で行う。

9) 指導者の育成体制の整備及び活動状況について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

■ 「都道府県体育協会への調査」により評価・確認する項目 [項目 4-10) ~11)]

- 10) 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、なお、各競技で獲得できる最高ポイントは 470 ポイント (P.40 に記載したポイント算出方法)。
- A. 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、獲得率 80% (376 ポイント) 以上の評価を得ている。
 - B. 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、獲得率 65% (305 ポイント) 以上 80% (376 ポイント) 未満の評価を得ている。
 - C. 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、獲得率 50% (235 ポイント) 以上 65% (305 ポイント) 未満の評価を得ている。
 - D. 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、獲得率 35% (164 ポイント) 以上 50% (235 ポイント) 未満の評価を得ている。
 - E. 各都道府県における競技者育成・強化の取り組み状況について、獲得率 35% (164 ポイント) 未満の評価である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	75%の評価とする
C	50%の評価とする
D	25%の評価とする
E	0%の評価とする

- 11) 各都道府県における指導者の養成・育成体制について、各都道府県体育協会からの回答結果を参考とする。

項目 5 当該競技団体が、日体協と連携して国民体育大会の充実・発展及び安定的な運営を図ることについて、協力姿勢が認められること。 【満点：計 200 点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」により評価する項目 [項目 5-1) ~7)]

- 1) 国民体育大会に対する全般的な考え方・姿勢について、当該競技団体が国民体育大会への参加にあたり重視する事項を確認し、評価する。

以下の各事項に対する重視の姿勢（区分 A～E）をポイント化（満点：35pt）し、採点する。

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ① ジュニア競技者の発掘 | ⑧ 審判員等の競技運営役員の育成 |
| ② ジュニア競技者の育成・強化 | ⑨ 競技施設の充実 |
| ③ 国際レベル競技者の育成・強化 | ⑩ 傘下の都道府県競技団体に対する強化費の助成 |
| ④ 競技者全般の育成・強化 | ⑪ 国内大会の充実 |
| ⑤ 競技人口の拡充 | ⑫ 競技認知度の向上 |
| ⑥ 競技拠点づくり | ⑬ その他 |
| ⑦ 指導者の養成・確保 | |

【評価】

項目	A.重視している	B.ある程度重視している
① ジュニア競技者の発掘	5 pt	3 pt
② ジュニア競技者の育成・強化	5 pt	3 pt
③ 国際レベル競技者の育成・強化	5 pt	3 pt
④ 競技者全般の育成・強化	3 pt	1 pt
⑤ 競技人口の拡充	1 pt	0 pt
⑥ 競技拠点づくり	3 pt	1 pt
⑦ 指導者の養成・確保	3 pt	1 pt
⑧ 審判員等の競技運営役員の育成	1 pt	0 pt
⑨ 競技施設の充実	1 pt	0 pt
⑩ 傘下の都道府県競技団体に対する強化費の助成	1 pt	0 pt
⑪ 国内大会の充実	3 pt	1 pt
⑫ 競技認知度の向上	1 pt	0 pt
⑬ その他	内容により加点 (3pt、1pt、0pt)	
※ 区分 C～E の回答については 0 ポイントとする。		
※ 各項目のポイント合計（満点：35pt）に応じて 0%～100% の評価とする。		

- 2) 国民体育大会の充実・発展に寄与するための当該競技団体の協力姿勢について、次の区分で評価する。

以下の各事項についての回答内容（区分 A-1～C）をポイント化（満点：40pt）し、採点する。

- ① 少年種別の充実
- ② 全国的な競技力の向上・競技者育成
- ③ 開催地における国体に向けた競技の普及・啓発活動
- ④ 国体期間中におけるイベント活動の実施
- ⑤ 国体会場の盛り上げや競技観戦に係る観客向けサービス
- ⑥ 開催地における国体終了後の施設の有効活用、競技の継続的な普及・発展
- ⑦ 既存施設の弾力的な運用
- ⑧ その他

【評価】

区分	評価基準	配点
A-1	＜既に実施中の内容がある。＞ 積極的な取り組みが認められる。	5pt
A-2	＜既に実施中の内容がある。＞ 取り組みを図る意志は認められるが、内容が具体性に欠ける。	3pt
B-1	＜今後実施可能な内容がある。＞ 取り組みの具体的な対応方針が認められる。	2pt
B-2	＜今後実施可能な内容がある。＞ 取り組みを図る意志は認められるが、対応方針が具体性に欠ける。	1pt
C	協力は不可能である。	0pt

※ 各項目のポイント合計（満点：40pt）に応じて 0～100%の評価とする

※ 未実施競技は、「今後実施可能な内容がある。」（「B-1」または「B-2」）と回答の場合、その内容に応じて「A-1」または「A-2」として評価する。

- 3) 本会が推進する国民スポーツ振興事業に対する当該競技団体の協力姿勢について、次の区分で評価する。

以下の各事項についての回答内容（区分 A-1～C）をポイント化（満点：40pt）し、採点する。

- ① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ② 日本スポーツマスターズ、「体育の日」等生涯スポーツ振興のための事業の協力
- ③ 公認スポーツ指導者の養成・活用
- ④ スポーツ少年団組織の拡充・充実
- ⑤ 全国的・国際的スポーツ交流事業の推進
- ⑥ スポーツ医・科学研究の推進
- ⑦ 諸事業に関する広報事業への協力
- ⑧ その他

【評価】

区分	評価基準	配点
A-1	＜既に実施中の内容がある。＞ 当該事業の推進に資する効果的な取り組みが認められる。	5pt
A-2	＜既に実施中の内容がある。＞ 当該事業の推進に資する姿勢が認められるが、内容が具体性に欠ける。	3pt
B-1	＜今後実施可能な内容がある。＞ 当該事業の推進に資する具体的な対応方針が認められる。	2pt
B-2	＜今後実施可能な内容がある。＞ 当該事業の推進に資する姿勢が認められるが、対応方針が具体性に欠ける。	1pt
C	協力は不可能である。	0pt
※ 各項目のポイント合計（満点：40pt）に応じて 0～100%の評価とする ※ 未実施競技は、「今後実施可能な内容がある。」（「B-1」または「B-2」）と回答の場合、その内容に応じて「A-1」または「A-2」として評価する。		

- 4) 下記の国際大会における日本代表選手の国民体育大会への参加状況について、次の区分により評価する。

対象となる国際大会

- 第 29 回オリンピック競技大会（北京大会／2008 年）
- 第 21 回オリンピック冬季競技大会（バンクーバー大会／2010 年）
- 第 16 回アジア冬季競技大会（広州大会／2010 年）
- 第 7 回アジア冬季競技大会（アスタナ・アルマティ大会／2011 年）
- 直近の競技別世界選手権大会
- ジュニア年代（国体の少年種別年齢期）を対象とした直近の競技別世界選手権大会

【オリンピック、アジア大会、世界選手権大会の日本代表選手について】

※ 国体未実施競技は、見込みにより回答

- A. 日本代表選手のうち 50%以上が国民体育大会に参加している。
- B. 日本代表選手のうち 40%以上 50%未満が国民体育大会に参加している。
- C. 日本代表選手のうち 30%以上 40%未満が国民体育大会に参加している。
- D. 日本代表選手のうち 20%以上 30%未満が国民体育大会に参加している。
- E. 日本代表選手のうち 10%以上 20%未満が国民体育大会に参加している。
- F. 日本代表選手のうち 10%未満のみ国民体育大会に参加している。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	10%の評価とする

【ジュニア年代を対象とした世界選手権大会の日本代表選手について】

※ 国体未実施競技は、見込みにより回答

- A. 日本代表選手のうち 80%以上が国民体育大会に参加している。
- B. 日本代表選手のうち 65%以上 80%未満が国民体育大会に参加している。
- C. 日本代表選手のうち 50%以上 65%未満が国民体育大会に参加している。
- D. 日本代表選手のうち 35%以上 50%未満が国民体育大会に参加している。
- E. 日本代表選手のうち 20%以上 35%未満が国民体育大会に参加している。
- F. 日本代表選手のうち 20%未満のみ国民体育大会に参加している。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	10%の評価とする

5) トップアスリート参加促進への対応について、次の区分により評価する。

「既に実施中の内容がある」に該当する場合、回答内容により A-1～A-3 の各区分で評価する。

- A-1. 積極的な取り組みが認められる。
- A-2. 一定の取り組みが認められる。
- A-3. 取り組みを図る意志は認められるが、内容が具体性に欠ける。

「今後実施可能な内容がある」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

- B-1. 取り組みの具体的な対応方針が認められる。
- B-2. 取り組みを図る意志は認められるが、対応方針が具体性に欠ける。
- C. 協力は不可能である。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	80%の評価とする
A-3	60%の評価とする
B-1	40%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする

6) トップアスリートが国民体育大会へ参加する際の制限について、次の区分により評価する。

「制限を行っているが、今後全て撤廃する予定である」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。「その他」に該当する場合、回答内容により A～D の各区分で評価する。

- A. 制限は全くない。(未実施競技の場合、制限を行う予定はない。)
- B-1. 制限を行っているが、2012年までに全て撤廃する予定である。
- B-2. 制限を行っているが、2013年以降に全て撤廃する予定である。
- C. 現在は制限を行っていないが、今後行う予定がある。
- D. 制限を行っており、今後も撤廃する予定はない。(未実施競技の場合、制限を行う予定である。)

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D	0%の評価とする

7) 国民体育大会における参加人員を少年種別に対してより重点的に配分することについて、次の区分により評価する。

A. 全面的に協力可能。

「条件付きで協力可能」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

B-1. 現行の参加人員において、既に総枠の半数以上を少年種別に配分している。

B-2. 上記「B-1」には該当しないが、協力姿勢が認められる。

C. 協力は困難、あるいは不可能である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	80%の評価とする
B-2	50%の評価とする
C	0%の評価とする

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目 5-8) ~11)]

8) 当該競技団体における国体の位置付け、全般的な国体への協力体制について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

9) 本会諸事業への協力体制全般について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

- 10) 国民体育大会へのトップアスリーの参加促進に係る姿勢・取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

- 11) 国民体育大会における少年種別の重視に係る協力姿勢・取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

■ 「都道府県体育協会への調査」により評価・確認する項目 [項目 5-12) ~13)]

- 12) 国体へのトップアスリート派遣に係る制限等の状況について、各都道府県体育協会からの回答結果を参考とする。
- 13) 各都道府県競技団体における、特に国体関連（都道府県予選会の実施、代表選手選考、参加申込手続き、派遣費・強化費に係る経理処理等）を中心とした諸業務の実施態勢について、各都道府県体育協会からの回答結果を参考とする。

項目6 日体協が実施する協賛制度に協力が可能であること。 【満点：計100点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」において評価する項目 [項目6-1]

- 1) 本会が今後、協賛制度や国民体育大会の認知度向上に係る PR・キャンペーン活動を展開する場合の協力体制について、次の基準により評価する。

以下の各事項についての回答内容（区分A～C-2）をポイント化（満点：65pt）し、採点する。

- ① 会場内へのスポンサー看板の掲出
- ② ゼッケン、ナンバーカード等へのスポンサー広告の掲出
- ③ 著名な選手のポスターへの起用、本会HPへのインタビュー記事掲載等
- ④ 著名な選手の記者会見やPRイベントへの出演
- ⑤ 競技会のインターネット中継等に係る選手の肖像権使用
- ⑥ 当該競技団体HP、広報誌（会報）等でのPR
- ⑦ その他

【評価】

区分	評価基準	配点
◆ 項目①～⑥の評価基準		
A	全面的に協力可能	10pt
B-1	<条件付きで協力可能> 競技会運営への影響等やむを得ない事情があると認められる場合	8pt
B-2	<条件付きで協力可能> 上記「B-1」には該当しない場合。	5pt
C-1	<協力は不可能> 競技会運営への影響等やむを得ない事情があると認められる場合	5pt
C-2	<協力は不可能> 上記「C-1」には該当しない場合。	0pt
◆ 項目⑦の評価基準		
A	内容に具体性・実効性が認められる場合	5pt
B	内容に具体性・実効性が認められない場合	0pt
※ 各項目のポイント合計（満点：40pt）に応じて0～100%の評価とする		
※ 未実施競技は、「今後実施可能な内容がある。」（「B-1」または「B-2」）と回答の場合、その内容に応じて「A-1」または「A-2」として評価する。		

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目6-2]

- 2) 本会が今後、協賛制度や国民体育大会の認知度向上に係る PR・キャンペーン活動を展開する場合の協力体制について、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は100%～0%まで10%ごとに区分し、計11段階で行う。

項目7 ドーピング防止活動を積極的に行っていること。 【満点：計150点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」において評価する項目 [項目7-1) ~6)]

1) JADA への加盟状況について、次の区分により評価する。

- A. 既に加盟している。
- B-1. 現在は加盟していないが、2012年までに加盟する予定である。
- B-2. 現在は加盟していないが、2013年以降に加盟する予定である。
- C. 今後も加盟する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1~D-2 の各区分で評価する。

- D-1. 今後の加盟に向けた対応方針が認められる。
- D-2. 今後の加盟に向けた対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

2) ドーピング・コントロールを所管する委員会等の整備状況について、次の区分により評価する。

- A. 既に整備している。

「今後整備する予定である」に該当する場合、回答内容により B-1~B-2 の各区分で評価する。

- B-1. 現在は整備していないが、2012年までに整備する予定である。
- B-2. 現在は整備していないが、2013年以降に整備する予定である。
- C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1~D-2 の各区分で評価する。

- D-1. 今後の整備に向けて具体的な対応方針が認められる。
- D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

3) 2010年度のドーピング検査実施状況（国民体育大会除く）について、次の区分により評価する。

- A. 計 100 検体以上の検査を実施した。
- B. 計 20 検体以上 100 検体未満の検査を実施した。
- C. 計 20 検体未満の検査を実施した。
- D. 検査を実施しなかった。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	67%の評価とする
D	0%の評価とする

4) 2011年度のドーピング検査予定状況（国民体育大会除く）について、次の区分により評価する。

- A. 計 100 検体以上の検査を予定している。
- B. 計 20 検体以上 100 検体未満の検査を予定している。
- C. 計 20 検体未満の検査を予定している。
- D. 検査を予定していない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	67%の評価とする
D	0%の評価とする

5) 2006年度～2010年度における検査結果について、次の区分により評価する。

- A. 毎年度検査を実施し、陽性はなかった。
- B. 毎年度検査を実施し、陽性が 1 件あった。
- C. 検査を実施していない年度があるが、陽性はなかった。
- D. 毎年度検査を実施し、陽性が 2 件以上あった。
- E. 検査を実施していない年度があり、陽性が 1 件以上あった。
- F. 検査を実施しなかった。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	67%の評価とする
C	67%の評価とする
D	33%の評価とする
E	33%の評価とする
F	0%の評価とする

- 6) ドーピング・コントロールに係る都道府県競技団体や競技者・指導者への教育的な指導、広報活動等について、次の区分により評価する。

「実施している」に該当する場合、回答内容により A-1～A-2 の各区分で評価する。

- A-1. 具体的な取り組みを積極的に推進していることが認められる。
 A-2. 具体的な取り組みを推進していることが認められる。
 B. 実施していない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	70%の評価とする
B	0%の評価とする

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目 7-7]

- 7) ドーピング防止活動への取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

項目 8 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートを積極的に行っていること。 【満点：計 150 点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」において評価する項目 [項目 8-1) ~3)]

1) 競技者の健康・安全管理を所管する委員会等の整備状況について、次の区分により評価する。

A. 既に整備している。

「今後整備する予定である」に該当する場合、回答内容により B-1~B-2 の各区分で評価する。

B-1. 現在は整備していないが、2012 年までに整備する予定である。

B-2. 現在は整備していないが、2013 年以降に整備する予定である。

C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1~D-2 の各区分で評価する。

D-1. 今後の整備に向けて具体的な対応方針が認められる。

D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備状況について、次の区分により評価する。

A. 既に整備している。

「今後整備する予定である」に該当する場合、回答内容により B-1~B-2 の各区分で評価する。

B-1. 現在は整備していないが、2012 年までに整備する予定である。

B-2. 現在は整備していないが、2013 年以降に整備する予定である。

C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1~D-2 の各区分で評価する。

D-1. 現時点では規程を整備していないが、実際に具体的な取り組みを行っていることが認められる。
または、今後の規程の整備に向けて具体的な対応方針が認められる。

D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	20%の評価とする
D-2	0%の評価とする

- 3) 競技者の健康・安全管理に係る都道府県競技団体や競技者・指導者への教育的な指導、広報活動等について、次の区分により評価する。

「実施している」に該当する場合、回答内容により A-1～A-2 の各区分で評価する。

- A-1. 具体的な取り組みを積極的に推進していることが認められる。
 A-2. 具体的な取り組みを推進していることが認められる。
 B. 実施していない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	60%の評価とする
B	0%の評価とする

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目 8-4]

- 4) 競技者の健康・安全管理に係る医学サポートの取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は100%～0%まで10%ごとに区分し、計11段階で行う。

項目 9 監督に関して、本会公認スポーツ指導者資格保有の義務付けを行っていること。

【満点：計 150 点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」において評価する項目 [項目 9-1) ~4)]

1) 国体監督への本会公認指導者資格への義務付けについて、次の区分により評価する。

- A. 既に行っている。(未実施競技の場合、義務付け可能である。)
- B. 現在は行っていないが、第 68 回大会 (2013 年) までに行う予定である。

「その他」に該当する場合、回答内容により C-1~C-2 の各区分で評価する。

- C-1. 義務付け実施の意志は認められるものの、第 68 回大会 (2013 年) までの実施を明言していない。
- C-2. 義務付け実施の意志が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	50%の評価とする
C-1	17%の評価とする
C-2	0%の評価とする

2) 本会公認指導者の積極的な活用の観点からの取り組みについて、次の区分により評価する

「実施している」に該当する場合、回答内容により A-1~A-2 の各区分で評価する。

- A-1. 具体的な取り組みを積極的に推進していることが認められる。
- A-2. 具体的な取り組みを推進していることが認められる。
- B. 実施していない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	67%の評価とする
B	0%の評価とする

- 3) 本会公認指導者の養成に係る中・長期的（5年～10年）の取り組み計画について、次の区分により評価する。

「取り組み計画を立て、既に実施している」に該当する場合、回答内容により A-1～A-2 の各区分で評価する。

- A-1. 養成人数・予定年度等の目標に十分な具体性が認められる。
 A-2. 養成人数・予定年度等の目標について具体性がやや欠けている。

「今後取り組み計画を立て、実施する予定がある」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

- B-1. 今後取り組み計画を立て、2012年までに実施する予定である。
 B-2. 今後取り組み計画を立て、2013年以降に実施する予定である。
 C. 今後行う予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1～D-3 の各区分で評価する。

- D-1. 計画的なものではないが、具体的な養成の取り組みが認められる。
 D-2. 今後の計画策定・実施について具体的な対応方針が認められる。
 D-3. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	50%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	30%の評価とする
D-2	20%の評価とする
D-3	0%の評価とする

- 4) 各競技団体における本会公認競技別指導者の登録数（指導員、上級指導員、コーチ、上級コーチ、教師、上級教師）について、次の区分で評価する。
- A. 公認指導者の登録数が 10,000 人以上である。
 - B. 公認指導者の登録数が 5,000 人以上 10,000 人未満である。
 - C. 公認指導者の登録数が 2,500 人以上 5,000 人未満である。
 - D. 公認指導者の登録数が 1,000 人以上 2,500 人未満である。
 - E. 公認指導者の登録数が 250 人以上 1,000 人未満の登録を有している。
 - F. 公認指導者の登録数が 1 人以上 250 人未満である。
 - G. 公認指導者の登録数が 0 人である。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	20%の評価とする
F	7%の評価とする
G	0%の評価とする

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 【項目 9-5】

- 5) 本会公認指導者資格の義務付けに係る取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は 100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。

■ 「都道府県体育協会への調査」において確認する項目 【項目 9-6】

- 6) 各都道府県における国体監督への本会公認指導者資格への義務付けについて、各都道府県体育協会からの回答結果を参考とする。

項目 10 当該競技団体が、全国的な統括団体として対外的にも説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営がなされていること。 【満点：計 150 点】

■ 「中央競技団体への基礎調査」において評価する項目 [項目 10-1) ~6)]

- 1) 全国的な統括団体としてのガバナンスの確立や組織運営に係る問題（不祥事）の発生防止に向けた取り組みについて、次の区分により評価する。

「取り組みを行っている」に該当する場合、回答内容により A-1~A-2 の各区分で評価する。

A-1. 具体的な取り組みを積極的に推進していることが認められる。

A-2. 具体的な取り組みを推進していることが認められる。

「今後取り組み計画を立て、実施する予定がある」に該当する場合、回答内容により B-1~B-2 の各区分で評価する。

B-1. 取り組み計画の内容に具体性が認められる。

B-2. 取り組みを図る意志は認められるが、対応方針が具体性に欠ける。

C. 今後行う予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により A-1~C の各区分で評価する。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	67%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする

- 2) 都道府県競技団体や指導者・競技者に対するガバナンスの確立や組織運営に係る問題（不祥事）の発生防止に向けた取り組みについて、次の区分により評価する。

「取り組みを行っている」に該当する場合、回答内容により A-1～A-3 の各区分で評価する。

- A-1. 都道府県競技団体や指導者・競技者に対する直接的な取り組みを積極的に推進していることが認められる。
- A-2. 都道府県競技団体や指導者・競技者に対する直接的な取り組みを推進していることが認められる。
- A-3. 当該団体（中央競技団体）内における環境（委員会・規程等）の整備を中心とした対応が認められる。

「今後取り組み計画を立て、実施する予定がある」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

- B-1. 取り組み計画の内容に具体性が認められる。
- B-2. 取り組みを図る意志は認められるが、対応方針が具体性に欠ける。
- C. 今後行う予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により A-1～C の各区分で評価する。

【評価】

区分	評価基準
A-1	100%の評価とする
A-2	80%の評価とする
A-3	67%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする

- 3) 役員人事や経理処理等組織運営に関連して係争中の裁判があるか、次の区分により評価する。
- A. 係争中の裁判はない。
 - B. 係争中の裁判がある。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	0%の評価とする

- 4) 国際大会の代表選手選考等、競技者に関わる問題を所管する機関・委員会や、その手続き等を定める規程・指針の整備状況について、次の区分により評価する。

A. 既に整備している。

「今後整備する予定である」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

B-1. 現在は整備していないが、2012 年までに整備する予定である。

B-2. 現在は整備していないが、2013 年以降に整備する予定である。

C. 今後も整備する予定はない。

「その他」に該当する場合、回答内容により D-1～D-3 の各区分で評価する。

D-1. 所管する委員会・機関または手続き等を定める規程・指針のいずれか一方のみ整備している。

D-2. 今後の整備に向けて具体的な対応方針が認められる。

D-2. 具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	0%の評価とする
D-1	50%の評価とする
D-2	20%の評価とする
D-3	0%の評価とする

- 5) 競技者等が日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づいて仲裁申し立てを行った場合、当該団体においてもスポーツ仲裁を利用し紛争解決を行うことを、規程や理事会の決議等により意志表示しているか、次の区分により評価する。

A. 既に行っている。

「今後行う予定である」に該当する場合、回答内容により B-1～B-2 の各区分で評価する。

B-1. 現在は行っていないが、2012 年までに行う予定である。

B-2. 現在は行っていないが、2013 年以降に行う予定である。

「今後も行う予定はない」、「その他」に該当する場合、回答内容により C～E の各区分で評価する。

C. CAS (スポーツ仲裁裁判所) の活用等、「A. 既に行っている」と同等の対応方針が認められる。

D. 理事会等で案件ごとに同意を判断する等、一定の対応方針が認められる。

E. 今後も行う予定はない。または、今後に向けた具体的な対応方針が認められない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B-1	30%の評価とする
B-2	20%の評価とする
C	100%の評価とする
D	20%の評価とする
E	0%の評価とする

- 6) 当該団体における組織運営上の重要な情報（役員人事、財務関連、組織運営の基本的な方針等）の開示方法について、次の区分により評価する。

以下の各事項の実施状況により評価する。

- ① ホームページへの掲出
- ② 広報誌・会報への掲出
- ③ 評議員会（総会）等各種会議での説明
- ④ 公文書による通知
- ⑤ その他（実効性のある取り組み内容と認められるもの）

評価区分

- A. 5項目中3項目以上に該当する。（①、②のいずれかを含む。）
- B. 5項目中3項目以上に該当する。（①、②のいずれも含まない。）
5項目中2項目に該当する。（①、②のいずれかを含む。）
- C. 5項目中2項目に該当する。（①、②のいずれも含まない。）
5項目中1項目に該当する。（①、②のいずれかを含む。）
- D. 5項目中1項目に該当する。（①、②のいずれも含まない。）
- E. 開示していない。

【評価】

区分	評価基準
A	100%の評価とする
B	80%の評価とする
C	60%の評価とする
D	40%の評価とする
E	0%の評価とする

■ 「中央競技団体へのヒアリング調査」において評価する項目 [項目 10-7]

- 7) 全国的な統括団体として対外的な説明責任を果たすことのできる、公正公平かつ安定的な組織運営に向けた取り組みについて、質疑応答を通じて次の基準により評価する。

【基準】

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

※ 評価は100%～0%まで10%ごとに区分し、計11段階で行う。

■ 「都道府県体育協会への調査」において確認する項目 [項目 10-8]

- 8) 各都道府県競技団体における都道府県内の統括団体としての組織運営状況について、各都道府県体育協会からの回答結果を参考とする。

「都道府県体育協会への調査」によるポイント算出方法について

1. 対象データ（「都道府県体育協会への調査」）のポイント化

都道府県体育協会による評価を次の表によるポイント（pt）に換算し、各競技における全国各都道府県の評価ポイントを算出する。

【換算表】

各都道府県の評価	換算ポイント
1	10 pt
2	8pt
3	6pt
4	4pt
5	2pt

※ 獲得できる最高ポイントは470ポイント [評価「1」(10pt) × 47 都道府県]

2. 各競技が獲得したポイント別による評価

上記 1.により各競技別に算出したポイントを次の表による区分で評価する。

【換算表】

当該競技の評価	pt 獲得率	：	各競技の獲得 pt	／	獲得できる最高 pt
A	80%以上	：	376pt 以上	／	470pt
B	65%以上、80%未満	：	305－375pt	／	470pt
C	50%以上、65%未満	：	235－304pt	／	470pt
D	35%以上、50%未満	：	164－234pt	／	470pt
E	35%未満	：	164pt 未満	／	470pt

「中央競技団体ヒアリング調査」の評価手順について

1. 実施手順について

- (1) 国民体育大会委員会委員及び実施競技選定ワーキンググループ委員 3 名出席の下、ヒアリングを実施する。
- (2) ヒアリングは、調査項目に基づく質疑を通して評価を行う。

2. 評価方法について

- (1) ヒアリング終了後、3 名の担当委員によってヒアリング内容の確認・意見交換を行う。
- (2) 意見交換の後、下記の評価基準に基づき、各担当委員が個別に当該団体の評価を行う。
- (3) 当該競技における各担当委員の評価を集計し、3 名の平均値を当該団体におけるヒアリングの評価とする。

3. 評価の基準について

ヒアリング調査における評価は、100%～0%まで 10%ごとに区分し、計 11 段階で行う。
評価の基準は下表のとおり。

回答内容	評価
正式競技として理想的な対応である。	100%
正式競技として特に問題のない対応である。	70%
正式競技としては一部改善が求められる対応である。	50%
正式競技としては不十分な対応である。	30%
大いに問題があり、全く評価できない。	0%

Ⅲ. 国民体育大会公開競技実施基準

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外の競技を対象に、次の条件を満たす競技については、「公開競技」として実施することができる。

1. 対象競技

公開競技については、次の条件を満たした競技を対象とする。

- (1) 公益財団法人日本体育協会の加盟競技団体の競技であること。(準加盟は「公開競技」として実施しない)
- (2) 当該競技団体の支部組織が、24以上の都道府県において、当該体育協会へ加盟していること。

2. 実施について

実施を希望する当該競技団体は、次の事項について開催都道府県と協議（実施の適否を含む）し、合意を得た上で、正式競技に支障のない範囲で実施すること。

- (1) 競技会の期間及び実施時期
- (2) 競技会の実施内容及び方法
- (3) 競技会の準備及び運営（原則として、当該競技団体が主導的に行う）
- (4) 開催に係る経費の負担（当該競技団体の自己負担とする）

3. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地内定時とし、開催申請書に次の事項を記載の上、日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施競技名
- (2) 実施期日
- (3) 会場地、会場
- (4) 実施内容及び方法
- (5) その他特に必要とする事項

4. その他

- (1) 都道府県予選会等を実施する場合には、当該競技団体の責任の下で実施する。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。

IV. 国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準

地方スポーツの振興、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツ振興を図るために、次の条件の範囲において、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、「デモンストレーションスポーツ」として実施することができる。

1. 実施対象

原則として、開催地都道府県体育協会加盟団体の実施しているものとする。これ以外のものを実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ振興のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育協会の推薦するものとする。

なお、正式競技、公開競技の開催に支障のない範囲で実施しなければならない。

2. 運営について

開催地都道府県競技団体が主管する。

3. 参加者の範囲

原則として、開催地都道府県内に居住している者とする。

4. 実施決定の時期と申請

当該大会開催地決定時とし、次の事項を記載した実施申請書を日本体育協会会長及び文部科学大臣あて提出する。

- (1) 実施するスポーツ行事名
- (2) 実施する理由
- (3) 会場地、会場
- (4) 参加人員
- (5) 参加資格
- (6) 実施方法
- (7) その他特に必要とする事項

5. 実施時期

大会開催年度 4 月 1 日以降大会会期内で開催することとし、当該開催県と県団体が調整の上、日体協が決定する。

6. その他

- (1) 参加者には、大会参加記念章を与える。
- (2) その他の事項については、国体開催基準要項及び同細則に準じる。

〈 附 則 〉

本基準は、平成 20 年 11 月 12 日に制定し、第 70 回大会より施行する。

本基準は、平成 23 年 8 月 25 日に改訂し、第 70 回大会より施行する。